

○内閣府令第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第十九条第三項、第三十二条第二項第四号及び第三十六条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第四十九条 法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(帳簿)</p> <p>第五十条 「略」</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたフ</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第四十九条 法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(帳簿)</p> <p>第五十条 「同上」</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたフ</p>

<p>3 登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイルを含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>4 「略」</p>	<p>3 登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>4 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。